

補助金を活用して、空き家をスッキリ！ 新しい土地の活用をはじめませんか？



◀ 対象となる方 ▶

【対象者】

市内に空き家（居住していない状態となっておおむね1年を経過した住宅）を所有している者で、次の要件を全て満たす者

- 市税等を完納していること
- 暴力団若しくは暴力団員等又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと

【条件】

- 空き家に所有権以外の権利が設定されていないこと
- 共有名義の場合は、全ての所有者から同意が得られていること
- 解体後の用地について、住宅建築用地として不動産事業者と媒介契約を締結すること、又は不動産事業者もしくは3親等以内の親族を除く第三者と売買契約を締結すること
- 解体撤去工事を市内事業者に発注すること
- 令和9年2月末までに実績報告が完了すること

◀ 補助金額 ▶

空き家の解体撤去工事及び同一敷地内に存する工作物等を一括して行う解体撤去工事費用

※国、県又は本市の他の制度による補助金を受けている場合は、当該補助金の額を補助対象経費から除く。

対象経費の **1 / 3** 以内

上限 **70** 万円

最大 **100** 万円

次の場合は補助金額に加算

居住誘導区域内

30 万円

※千円未満は切り捨てとします

◀ 申請の手続き ▶

申請時期：工事に着手する前

必要書類：申請書、誓約書兼同意書（市指定様式）、住民票謄本

空き家及び所在土地の登記事項証明書（未登記の場合は、固定資産評価証明書）

見積書、解体業者の解体工事業等の許可書又は登録通知書の写し、着手前の写真、

同意書（共有名義の場合のみ必要）、市税等の滞納がない証明書

※予算がなくなり次第、申請受付を終了します。

※この制度は令和8年度のものであり、次年度以降、内容の見直しを行う場合があります。

※空き家を解体すると、土地に対する「住宅用地特例」が適用外となるため、固定資産税等が増額する可能性があります。

※この補助金は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金／重点支援地方交付金」を活用しています。

【お問合せ先】 高梁市協働定住課 0866-21-0282